

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士を招聘して税務相談会
(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。
支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。

相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(平成26年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された平成27年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品
で平成27年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの～取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書 生命保険証明書(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険証明書、
小規模企業共済証明書



下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 083-772-0625

第22号

発行日
平成27年12月28日



目次

■年末のご挨拶 会長 杉井幸太郎	1
■会員親睦交流会の ご案内	
■共済制度 商工会の福祉共済 小規模企業共済	2
■労働情報 山口県の最低賃金 マイナンバー制度	3
■税務相談会の お知らせ ■会員事業所情報 提供のご案内	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の会報発行を予定しています。

年末のご挨拶

会長 杉井 幸太郎

12月15日、京都 清水寺で森清範(もり せいはん) 貫主が揮毫した、その年の世相を一字の漢字で表現する「今年の漢字」が発表されました。今年の漢字に選ばれたのは『安』でした。皆様の予想はいかがでしたでしょうか。安が選ばれた理由が「安心」の安ではなく、「不安」の安ということでした。安全保障関連法を巡る議論の高まりや、テロや自然災害で世界各地で人々の安心が脅かざる事態が続いたこと、建築偽装問題やメーカーの不正が発覚した問題で住環境に対する不信感や不安が募ったことが安が選ばれた理由であり、『来年こそは安心した安全なる社会を作っていこう』という願いから描かれています。この後には「爆」「戦」「結」「五」と続きました。『爆』といえば外国人観光客の「爆買い」、『戦』といえば戦後70年の節目などから入りました。これから迎える新年が明るい年になることを願ってやみません。

さて、税に話を戻しますが、12月16日に2017年(平成29年)4月の消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率を導入することを盛り込んだ「28年度税制改正大綱」が決定されました。大綱では「経済の好循環を確実なものにする為、税制においても企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある」としたうえで方針が打ち出されています。また、消費税率の引き上げに合わせて、対象を酒類と外食を除く飲食料品全般を主な対象に8%の軽減税率制度導入が定められました。しかし、何といたしましても中小・小規模事業者にとって消費税の複数税率化は、対象品目の仕分け、レジの改造や取り替え、申告納税事務の手間といった負担が増加します。また、店頭での混乱等、様々な影響を及ぼすことが予想され、今後も軽減税率制度導入には見直しを含め、慎重に審議していただきたいものです。

同封しております新年1月29日の会員親睦交流会のご案内ですが、会員が一堂に会する絶好の機会です。積極的なご参加をお待ちしています。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族の皆様のご健康ご多幸を祈念し年末のご挨拶とさせていただきます。

では、皆様良い年をお迎え下さい。

下関市商工会 会員親睦交流会

平成28年 1月29日(金) 12:00～

豊北町 ホテル西長門リゾート

平成28年1月12日(火)より各支所で受け付けます。(先着200名)
詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

◆◆◆ 相談会日程(予定) ◆◆◆

- 豊田町支所：平成28年 3月 2日(水) 午後2時～午後4時
- 豊浦町支所：平成28年 2月26日(金) 午後2時～午後4時
- 菊川町支所：平成28年 3月 2日(水) 午後2時～午後4時
- 豊北町支所：平成28年 2月25日(木) 午後1時～午後3時

・・・詳細は各支所にお問い合わせ下さい・・・

● 会員事業所情報 提供のご案内 ●

会員皆さんのチラシやパンフレット等を「商工会報」発行時に配布いたします。

- 配布するチラシ等は、事業所にてご用意下さい。
- 配布先は、下関市商工会 全会員事業所です。(約1,100枚)
- 年3回の「商工会報」発行時のみの配布(受付)となります。
- 詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

■ 共済情報

あなたも家族もまると守る! 頼れる補償の

商工会の 福祉共済

全国商工会会員福祉共済

補償の事なら
おまかせください!

大切な、商工会会員の皆さま、だからこ そ加入できる特別な制度です!

全国商工会会員福祉共済

ライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます!

「けが」の補償	「病気」「がん」の補償*	トータル「がん」補償
定額型～90歳+ (けがによる死亡・後遺障害・入院・手術・療養費を保障します) 標準プラン 2,000円コース 標準プラン 3,000円コース 標準プラン 4,000円コース 傷害ライトプラン	定額型～74歳+ (病気で死亡・後遺障害・入院・手術・療養費を保障します) 医療特約	定額型～74歳+ (がん・けが・後遺症による入院・手術・療養費を保障します) トータル「がん」プラン
シニア傷害プラン	シニア医療特約	シニアトータル「がん」プラン

※「病気」「がん」補償は「けが」の補償に加入されている方のみがご申込みいただけます。
※1 継続加入は義務ではありません。

補償の内容でプランを選択!

◆「けが」の補償、「病気」の補償、「トータル「がん」補償」の補償範囲

「けが」の補償	「病気」の補償	「がん」の補償
「けが」で死亡・後遺障害 (火災・交通事故・労働災害等による死亡・後遺障害) 「けが」で入院 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「けが」で手術 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「けが」で通院 (一般診療費・検査料・薬剤費)	「病気」で入院 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「病気」で手術 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「病気」で放療・化学療法等 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「病気」で先進医療 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費) 「病気」で在宅医療 (一般診療費・手術費・検査料・薬剤費)	「がん」になったときの補償 (がん診断金・がん治療費・がん手術費・がん入院費)

※1 加入した時点でプランの名称により「補償される内容は異なります。」
※2 標準プラン・標準プランプラスでは、疾病入院見舞金を支払われます。
※3 入院した際に「がん」の補償に加入している場合は、補償金額が重複して支払われます。

5つの加入パターン

充実安心!「けが」「病気」「がん」の補償

「けが」の補償 | 「病気」の補償 | トータル「がん」補償

心配な「けが」「がん」の補償をメインに!

「けが」の補償 | トータル「がん」補償

「病気」の補償とセット加入で手厚い補償を!

「けが」の補償 | 「病気」の補償 | トータル「がん」補償

とりあえず「けが」の補償だけでも!

「けが」の補償 | トータル「がん」補償

トータル「がん」補償が気に入ったので!

トータル「がん」補償

●「けが」の補償には、標準プラン(2,000円コース)、3,000円コース、4,000円コース、傷害ライトプラン・シニア傷害プランがあります。

●「病気」の補償には、標準プラン・標準プランプラス・標準プランプラスの3種類があります。

●トータル「がん」補償には、標準プラン・標準プランプラス・標準プランプラスの3種類があります。

このようなお支払いになりました。

● 事故の経緯で内傷または外傷中に、脳脊髄液を流出し死亡しました。
 死亡(保険金) **10,000,000円** (標準プラン2,000円コース)のお支払いをしました。

● 作業中に足踏みにちみちを巻き込まれて、右足を切断しました。
 保険金100万円(75%の事故)、手術(切開・肉離れ手術)、入院37日、通院14日で合計**606,000円**(傷害ライトプラン)のお支払いをしました。

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

小規模企業共済制度の加入対象者の範囲が拡大されました

「小規模企業共済法施行令」が改正され、「宿泊業」と「娯楽業」について、小規模企業共済制度の加入対象者の範囲が拡大されました。

平成26年4月1日からは、常時使用する従業員が6人以上20人以下の「宿泊業」または「娯楽業」を営む方（個人事業主、共同経営者、会社の役員）も、小規模企業共済制度にご加入いただけます。

「宿泊業」と「娯楽業」の小規模企業共済の加入資格について

平成26年3月31日まで (従来の加入資格)	常時使用する従業員数が5人以下の個人事業主、 (※)共同経営者または会社の役員
平成26年4月1日から (新しい加入資格)	常時使用する従業員数が20人以下の個人事業主、 (※)共同経営者または会社の役員

※ 共同経営者は、個人事業主1人につき2人まで。

Page 2

■労働情報 ◆◆◆ 山口県の最低賃金 ◆◆◆

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。

使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんのでご注意ください。

最低賃金の名称	最低賃金	効 力 発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1 時間		
山口県最低賃金	7 3 1 円	27.10. 1	

最低賃金の名称		最低賃金	効 力 発 生 の 日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
		1 時 間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	8 6 7 円	27.12.15	◇高炉による製鉄業 ◇非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ◇倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7 9 3 円		◇自動車用ワイヤハーネス製造業 ◇民生用電気機械器具製造業 ◇医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	8 3 8 円		◇航空機・同附属品製造業 ◇産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ◇その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ◇手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	7 5 7 円			◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者



マイナンバー制度

マイナンバーの導入に際し、事業者の皆さんは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

〈担当者の明確化と番号の取得〉

■マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう。（給料や社会保険を扱っている人など）
■マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的を伝えましょう。（源泉徴収票作成・健康保険、厚生年金保険届出・雇用保険届出）
■マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。①顔写真の付いている「個人番号カード」か、マイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

〈マイナンバーの保管・管理〉

■マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

■パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

■従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を

■従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を